

セガサミーグループ人権方針

1. 人権尊重へのコミットメント

セガサミーグループは、“Captive the World 感動体験を創造し続ける ～社会をもっと元気に、カラフルに。～”を Group Mission/Purpose に掲げ、エンタテインメントを提供しています。事業活動を継続して行うためには、そこで生じる人権への影響を考慮し、負の影響に対処していく必要があります。セガサミーグループが、これからも社会から信頼され、必要とされ、そして尊敬される企業グループであるために、「セガサミーグループ人権方針」（以下、本方針）を定め、事業活動に関わる全ての人々の人権尊重の取り組みを推進して参ります。本方針は、セガサミーグループにおける人権に関する最上位の方針として位置づけます。

2. 人権尊重に関連した法令や規範の遵守

セガサミーグループは、各国・地域の法令を踏まえ、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に則って人権の尊重に取り組みます。

また、事業活動を行う各国・地域において適用される法令を遵守し、国際的に認められた人権を尊重します。各国・地域の法令と国際的に認められた人権が相反する場合は、どちらか厳格な方法で人権尊重を追求していきます。

3. 適用範囲

本方針は、セガサミーグループ（セガサミーホールディングス株式会社およびそのグループ会社）の全ての役員・従業員に適用されます。

また、サプライヤーなどを含む全てのビジネスパートナーの皆様にも、本方針を理解し、人権の尊重に取り組むことを期待します。

4. 推進体制

本方針の責任者に代表取締役社長グループ CEO、推進担当にセガサミーホールディングス株式会社経営企画本部責任者を置いています。グループ経営委員会内に、代表取締役社長グループ CEO が議長を務めるグループサステナビリティ分科会を設け、本方針に

基づき人権尊重の取り組みを推進します。

5. 教育

セガサミーグループは、本方針が企業活動全体に定着するよう、関連する方針および規範、規程などに反映します。

また、セガサミーグループの全ての役員・従業員に適切な教育および啓発活動を行うとともに、サプライヤーなどを含むビジネスパートナーの皆様への理解促進に努めます。

6. 人権デューデリジェンス

セガサミーグループは、人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、継続的に推進することで、人権への負の影響を特定し、その防止や軽減に務めます。また、人権への負の影響を排除するための取り組みの進捗状況をモニタリングおよび評価し、継続的に改善していきます。

7. 救済

セガサミーグループが人権に対する負の影響を引き起こした、あるいはこれに関与したことが明らかになった場合、適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。

8. ステークホルダーとの対話・協議

セガサミーグループは、グループ内外の人権に関する専門家に相談するとともに、潜在的に影響を受けるステークホルダーと対話・協議を行います。

9. 情報開示

セガサミーグループは、人権尊重の取り組みについてコーポレートサイトや統合報告書などを通じて開示します。

本方針は、セガサミーホールディングス株式会社の取締役会において、2024年9月30

日に承認されています。

2024年9月30日
セガサミーホールディングス株式会社
代表取締役社長グループ CEO 里見 治紀